

## 秋選管告示第44号

平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同施行令第81条の規定により告示する。

平成28年7月25日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

- 1 選挙長  
秋田市浜田字滝ノ下1番地 相原文夫
- 2 選挙長の職務を代理すべき者  
秋田市新屋勝平町2番6号 高橋富雄